熊本県告示第 13 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開	台する	る区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市番工町五丁目	1	1285 番 1 地先から	こから 100.0	交通結節 点改善事
				18番1地先	きまで	業

2 供用開始する期日 平成 15 年 1 月 10 日

熊本県告示第 14 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事	業者名	指 定 年 月 日
みずき苑	有限会社	キョーシン福祉会	平成 14 年 12 月 16 日
熊本市龍田五丁目 12番 4号			

熊本県告示第 15 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 34 条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道3号改築工事[自動車専用道路「日奈久芦北道路」新設工事 (日奈久インターチェンジから田浦インターチェンジまで)]及びこれに伴う附帯工事並 びにこれらに伴う町道、二級河川、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡田浦町田浦字赤松、字寺ノ下、字向 野、字立荢縄及び字四反田地内
- (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡田浦町田浦字赤松及び合戦場国有 林地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県葦北郡田浦町役場

熊本県告示第 16 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路	線	名	供用開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般国道	3 8 8	3 8	号	球磨郡水上村字下川端 2095 番 2 地先から 球磨郡湯前町字上塩利	271.5	特改一種
			5131 番 8 地先まで			